

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,037,815 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,804,815 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 4 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		24,608	11,395	36,003
	1 分担金	930	11,395	12,325
15 国庫支出金		1,992,860	203,895	2,196,755
	2 国庫補助金	664,413	203,895	868,308
16 県支出金		1,067,715	62,845	1,130,560
	2 県補助金	343,301	62,845	406,146
19 繰入金		1,080,696	408,580	1,489,276
	2 基金繰入金	1,080,696	408,580	1,489,276
21 諸収入		340,964	80,000	420,964
	4 雑入	222,929	80,000	302,929
22 市債		905,850	271,100	1,176,950
	1 市債	905,850	271,100	1,176,950
歳 入 合 計		17,767,000	1,037,815	18,804,815

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		3,474,449	25,252	3,499,701
	1 総務管理費	3,003,727	25,252	3,028,979
4 衛生費		2,055,494	85,112	2,140,606
	1 保健衛生費	421,628	10,076	431,704
	2 清掃費	1,391,021	75,036	1,466,057
6 農林水産業費		483,883	183,028	666,911
	1 農業費	414,792	68,337	483,129
	2 林業費	42,041	20,281	62,322
	3 水産業費	27,050	94,410	121,460
7 商工費		272,240	139,083	411,323
	1 商工費	272,240	139,083	411,323
8 土木費		270,284	321,288	591,572
	2 道路橋梁費	74,927	270,871	345,798
	3 河川費	2,124	25,000	27,124
	4 都市計画費	31,403	4,948	36,351
	5 住宅費	11,715	20,469	32,184
9 消防費		895,151	10,939	906,090
	1 消防費	895,151	10,939	906,090

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 教育費		1,352,464	259,113	1,611,577
	2 小学校費	228,303	16,307	244,610
	3 中学校費	129,437	496	129,933
	5 社会教育費	340,334	2,277	342,611
	6 保健体育費	454,832	240,033	694,865
11 災害復旧費		0	14,000	14,000
	1 農林水産施設災害復旧費	0	14,000	14,000
歳 出 合 計		17,767,000	1,037,815	18,804,815

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
文書管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	34,025

第3表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
電気自動車等導入事業	14,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
ほ場整備事業	12,600			
基幹水利施設整備事業	21,000			
水利施設等保全高度化事業	4,200			
林道整備事業	4,500			
市道整備事業	26,500			
幹線市道整備事業	24,700			
道路適正管理推進事業	8,100			
道路メンテナンス事業	25,900			
道路緊急自然災害防止対策事業	48,200			
河川緊急自然災害防止対策事業	25,000			
小学校施設改修事業	15,100			
陸上競技場改修事業	6,000			
計	236,300			

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
漁港整備事業	1,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により、据置期 間及び償還期限の短 縮、繰上償還並びに 低利債への借換えを することができる。	36,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
計	1,900				36,700			